

令和6年かすみがうら市教育委員会12月定例会 会議次第

日時 令和6年12月24日(火) 午前9時～
場所 霞ヶ浦コミュニティセンター 研修室2

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 教育長報告
- 4 議題
 - (1) 議案第33号 かすみがうら市歴史博物館協議会委員の委嘱について
- 5 その他
 - (1) かすみがうら市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドラインについて
 - (2) その他
- 6 閉会

令和6年かすみがうら市教育委員会12月定例会 会議録

1 開催日時 令和6年12月24日(火) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 9時56分

2 開催場所 霞ヶ浦コミュニティセンター 研修室2

3 出席委員 教育長 井坂庄衛
委員 稲生耕一(教育長職務代理者)
委員 坂本雅子
委員 梶本梓
委員 松信亮平

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教育部長	加藤洋一
学校教育課長	斎藤隆男
生涯学習課長	乾文彦
スポーツ振興課長	由波大樹
生涯学習課副参事(兼)学校教育課副参事(兼)スポーツ振興課副参事	福島真
教育指導室長	坂本篤也
歴史博物館長	千葉隆司
図書館長	鈴木教男
学校教育課 課長補佐	中村基紀(書記)
学校教育課 総務担当	永谷恵(書記)

6 議題

(1) 議案第33号 かすみがうら市歴史博物館協議会委員の委嘱について

7 その他

(1) かすみがうら市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドラインについて

(2) その他

8 傍聴者 なし

9 会議の概要

開会 午前9時00分

- 事務局** 起立、礼、着席。
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長、よろしくお願いいたします。
- 教育長** おはようございます。
それでは、本日は4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。
これより、令和6年かすみがうら市教育委員会12月定例会を開催いたします。
最初に、事前に送付いたしました11月定例会の会議録について、訂正等の連絡はありませんでしたので、こちらを決定稿とさせていただき、教育委員会のホームページへ掲載させていただきます。
続きまして、「教育長報告」について、私から、ご報告させていただきます。

(資料に基づき12～1月の教育長動静について報告)
- 教育長** ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)
- 教育長** 特にございませんか。
それでは議事に入る前に、令和6年かすみがうら市議会第4回定例会において、教育委員会に関する一般質問がございましたので、その内容について教育部長より、報告をお願いいたします。
- 教育部長** それでは、別途配布しております一般質問及び答弁の内容についての資料をご覧ください。令和6年市議会第4回定例会における一般質問及び答弁内容の概略について、ご報告いたします。
まず、会期は11月28日から12月13日までの16日間でした。
発言通告は8名の議員からあり、そのうち、教育行政の発言通告は、2名の議員からありました。
まず1人目の鈴木更司議員ですが、本市施設のトイレの管理について、2点質問がありました。
1点目は、第2常陸野公園、戸沢公園運動広場などのトイレの洋式化について質問があり、答弁として、まず第2常陸野公園は1箇所和式トイレとなっている状況ではありますが、エバラ食品工業株式会社が令和7年度中にアウトドア施設として整備・活用を進めていくことから、洋式化へ改修する予定はありません。次に戸沢公園運動広場についても、和式トイレが1箇所整備されておりますが、令和3年度に洋式トイレ3箇所を新設した経緯もあり、現段階では改修予定はありません。また多目的運動公園をはじめ、わかぐり運動公園、第1常陸野公園内も一部和式トイレとなってい

る状況ですので、これらの施設については、社会動向や他の公共施設の整備状況などを考慮し、衛生的で誰もが利用しやすいトイレ整備に向けて検討を進めてまいります、と答弁しております。

続きまして2点目、管理者が常駐しない施設におけるトイレの管理について質問があり、答弁としては、社会体育施設のうち第2常陸野公園及び戸沢公園運動広場の2施設については管理者が常駐しておらず、月2回の清掃業務委託となっており、清掃回数が少ないうえに管理者も常駐していないことから、監視が行き届かず汚れの固着などが見受けられます。今後、第2常陸野公園については、先ほど申し上げたとおりアウトドア施設としてエバラ食品工業株式会社による管理・運営となりますが、戸沢公園運動広場については、清掃回数の増加を検討するとともに、職員による見回り体制の強化と併せて利用者のマナー向上に向けた注意喚起等の看板設置など必要な対策を講じてまいります、と答弁しております。

次に2人目の設楽健夫議員から、2点ほど質問があり、1点目は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施策と都市計画税導入施策についてのうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法のかすみがうら市における施策の現状について、質問がありました。答弁として、教育委員会においては、スクールバスの運行経費に茨城県過疎地域持続的発展支援交付金300万円が充てられております。また、学校や社会教育施設のうち、特に学校施設については、令和4年に策定された「かすみがうら市過疎地域持続的発展計画」を踏まえ、特別措置法による支援や優位な財源を活用しながら、施設整備に努めてまいります、と答弁しております。

続きまして2点目、闇バイト・闇情報対策についてのうち、闇バイト・闇情報から中高生・若い世代の身を守る施策についての質問があり、答弁としましては、まず中学生への対策としては、茨城県警から配布依頼のあった闇バイトに関する注意喚起のチラシを配付し、実態等について指導するほか、携帯電話会社などから講師をお招きし、生徒が自らの判断でリスクを回避する能力を身につけるため、スマートフォンなどにおける情報モラルの授業を行っております。高校生に関しましては、スマートフォンやSNSトラブルに関する相談機関や警察等との連携を図り、青少年相談員や保護者向け講習会及び研修会などの開催を検討していきます。

今後も引き続き、学校をはじめ警察等各機関と連携しながら青少年の健全育成並びに安全対策に取り組んでまいります、と答弁しております。

報告は、以上です。

教 育 長 ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 特にございませつか。
無いようでしたら、議事に入ります。
議案第33号「かすみがうら市歴史博物館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。
事務局生涯学習課歴史博物館より、説明をお願いいたします。

歴史博物館長 資料3ページになります。
議案第33号「かすみがうら市歴史博物館協議会委員の委嘱について」、かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例第11条及び第

12条の規定に基づき、別紙のとおり委嘱したく、教育委員会の議決を求めるものです。

委嘱する者、委嘱期間は4ページの名簿となります。定員8名でございまして、任期が令和7年1月1日から令和8年12月31日までの2年間となっております。

再任の方が7名、1名の方が新任となりまして、――さん、元土浦市教育委員会の学芸員の方となります。合計8名の委嘱でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 再任7名、新任1名ということですね。質疑が無いようですので、議案第33号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第33号については、原案のとおり可決されました。
以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。
次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。
学校教育課より、順次、説明をお願いいたします。

(学校教育課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(生涯学習課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(スポーツ振興課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(学校教育課教育指導室の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(歴史博物館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(図書館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

坂 本 委 員 生涯学習課から報告いただいた中で、高校生会の交流事業に他市町村からも合わせ計23名が参加されたということでした。霞ヶ浦コミュニティセンターにも高校生会の展示物がありまして、こういった活動が、直接的ではないとしても、先ほどの闇バイトの防止などに繋がっていく可能性もあると思います。

実際に、かすみがうら市の高校生会の構成員は何名いらっしゃって、日頃どのような活動をされているのか、教えていただきたいと思います。

生涯学習課長 今回の交流会に参加した方のうち、本市からは12名と報告を受けてお

ります。構成員の人数は流動的ですし、今年度に入ってから増えていると聞いていますが、現在19名前後だったと思います。

坂本委員 定期的に集まって、活動をするなどはあるのでしょうか。

生涯学習課長 独自の活動をしておりまして、いろいろなイベントなどがありましたらその事業計画のための集まりが開かれております。また年に何度かの総会も開かれております。

坂本委員 ありがとうございます。

教育長 その他は何か、ございますか。

稲生委員 学校教育課からの報告にありましたオーガニック給食について、こちらの新聞記事は行政側の視点ですが、子ども達の反応はいかがだったのでしょうか。「おいしいな」や「ちょっと味が違うな」など、いい反応だったのかどうか、わかる範囲で結構ですがお聞きしたいです。

またもう一つ、スポーツ振興課の報告にありました部活動地域移行に関する、中学校新入生の保護者への説明会において、どのような反応があったのか、お聞きしたいです。中学校の部活動について、私はすごく不安に思っているところですし、子ども達がよそへ流れてしまうのではないかな、と感じています。当日は説明だけだったのか、どのような様子だったのか、わかる範囲でお教えいただきたいです。

教育長 それではまず、オーガニック給食について、学校教育課長からお願いします。

学校教育課長 はい、当日は私も、教育長・部長と共に参加してきました。

その際の給食の様子ですが、その場にはオーガニック食材を提供していただいた米農家さんやニンジン農家さん、それと各農協の方や県の職員など、多数お越しいただきましたので、3クラスに分けて、順次見学していきました。この新聞記事のような報道等の取材の方も入っていましたから、授業参観のような感じで、ざわざわした感じの給食となっていました。

子ども達の反応は概ね好評でして、普段の様子と比較したわけではないのですが、おいしく食べていたと思います。当日の給食は、お米は白いご飯として、ニンジンはきんぴらにして、食べていました。オーガニックのご案内をしながら、見慣れない大人に見られながらの給食でしたので、子ども達は食べづらいかとも思いましたが、普段通りの給食だったかと思えます。

試食会ということで、われわれと市長、記者の方も含め、30名くらいが給食を食べましたが、とてもおいしい給食だったと思います。オーガニックですので、食味はどうかかと思っていたのですが、非常にしっかりとした味わいのあるお米だと、私自身は感じたところがございます。

子ども達の反応としては、「おいしい」「もう食べ終わっちゃった」という感想を聞くことができ、完食も多く見られましたので、今後オーガニックとして安全安心な給食が提供できれば、良いことだなと感じております。

教育長 稲生委員、よろしいでしょうか。

稲生委員 はい、ありがとうございます。

教育長 続いて部活動移行の説明会の様子について、スポーツ振興課長からお願いいたします。

スポーツ振興課長 今回の部活動地域移行に関する説明会は、もともと学校が主催する新入生の保護者説明会の中に、説明の枠を設けていただいた形です。説明と質疑を含めて10分程度の時間だったものですから、基本的な概要についての説明のみとなってしまいました。質問はほぼなかったのですが、そもそも今年9月から実証事業がスタートしたばかりで、特に新入生の保護者は、ピンと来ていない方が多かったと思います。不安な部分はいっぱいあると思いますので、不明な点や心配な点がありましたら、問い合わせ先を設けていますのでこちらにお問い合わせください、とお願いいたしました。

週末の地域クラブ活動だけですので、平日は学校での部活動、休日は地域クラブ活動という形となります。例えば週末に合同で練習となった場合は、親の送迎となります、ということをごちからからお願いしたような形になります。実際に動いてから、色々な意見が上がってくるのではないかと考えております。説明会の時には、問い合わせや保護者の反応は特になかった、ということになります。

教育長 よろしいでしょうか。

稲生委員 はい。

教育長 それ以外は、いかがでしょうか。

坂本委員 関心があるのでお聞きしたいのですが、霞ヶ浦一周トライアスロンの会議があったと、スポーツ振興課の報告にありました。ランとバイクの競技イメージはできるのですが、スイムも霞ヶ浦でやるのでしょうか。

スポーツ振興課長 もともとは土浦青年会議所が主体となって、霞ヶ浦トライアスロンフェスタというイベントを、以前からやっていました。土浦港をスイムし、その後バイクでかすみがうら市の歩崎公園まで来て折り返し、ランを土浦市内でやっております。そのイベントを拡大させるために、来年度から県が主体となって、こちらの大会を実施する予定です。今のところの予定では、土浦港でのスイムをスタートとし、その後バイクで霞ヶ浦を一周、ランは土浦市内、そしてゴールを土浦のJ:COMフィールド、という内容で検討しております。会場となるのはほぼ土浦市内ですが、バイクが霞ヶ浦一周をすることになる予定です。

坂本委員 ありがとうございます。

教育長 それ以外は、いかがでしょうか。

(「特になし」の声あり)

教育長 それでは続いて、その他の事項に移ります。
「かすみがうら市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドラ

インについて」、事務局学校教育課より、説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは別冊でご用意いたしました資料を基に、この度作成いたしました「かすみがうら市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン」についてご説明いたします。

まず策定の経緯といたしましては、平成31年3月20日付けの文部科学省初等中等教育局長通知の「学校における医療的ケアの今後の対応について」により、喀痰吸引や経管栄養以外の医療的ケアを含め、小学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や、医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について示されました。続いて、令和3年6月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布、同年9月に施行され、各地方公共団体が、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施することに加え、学校の設置者が、設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行うことを求められております。

本市におきましては、これまでこれらの対象となる児童がおりませんでした。令和7年度就学予定の児童に対象となる児童がいることから、本市においても市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドラインを策定することといたしました。

まず受け入れにあたりましては、安全に医療的ケアを実施するために必要な事項を協議するため、医療ケア検討委員会を設置する予定でおります。メンバーといたしましては学校教育課長、学校長、医師、看護師等、養護教諭、特別支援コーディネーター、その他必要な職員で構成を考えております。この委員会に関しましては審議が必要な児童がいる場合に随時開催することを考えておりますが、年に1回程度と考えています。

医療ケアの実施までの基本的な流れについてですが、7ページをお願いします。医療的ケアが必要な児童から連絡があった場合は教育相談を実施し、その際に必要な手続き等を説明し、実施の依頼書を提出する形をとりたいと思います。その後受付、主治医からの指示内容を確認し、その際に指示書も作成していただき、医療ケア検討委員会を開催し、受け入れの可否を審議、その後教育委員会で医療的ケアの実施の適否を決定し受け入れるという流れで進めたいと思います。

続きまして1ページをご覧ください。Iに本ガイドラインの目的について、記載しています。II、学校における医療的ケアについてです。学校で行うことができる医療的ケアについて記載しております。特定行為については研修を受けた教職員であれば実施可能となっておりますが、医行為については医師自ら行うか、看護師等が医師の指示の下行うことができるとされていることから、市立学校において行う場合の医療的ケアは看護師等が実施することとします。こちらの看護師については市で看護師派遣の業務委託を考えております。

対象者については、先ほどご説明しました教育委員会が設置する医療的ケア検討委員会の審議を経て、適すると認められた児童・生徒とします。

2ページをお願いします。学校で実施する医療的ケアについては5の医療的ケアの内容のとおりです。こちらの喀痰吸引や経管栄養については、文科省のガイドラインに基づき記載しております。こちらの内容につきましては、実施が可能とされている項目であっても児童生徒の状況によっては個別性が高く、一律に実施できない場合があることを1ページのIIの1に記載させていただいております。

3ページをお願いします。IIIの医療的ケア実施体制の構築、1医療的ケアの実施に向けた役割については、教育委員会、学校、主治医、看護師

等、保護者、学校医の役割について記載しております。学校においては、必要に応じて医療的ケアの校内実施体制の整備をお願いするものとなります。

続きまして5ページをおねがいします。こちらには、学校における関係機関との連携について記載しております。

続いて6ページをお願いします。こちらには、緊急時の対応について記載しております。最後にIV医療的ケア実施上の手続きということで、各新規の手続きや、継続・変更・終了等の手続きの流れについて記載しております。

こちらのガイドラインの作成にあたりまして、文部科学省のガイドラインを参考としておりますが、各学校と学校医にも案を見ていただきまして、間違いがないように努めているところでございます。しかし、本市では初めての医療的ケア児の受け入れとなりますので、今後も慎重に個々の児童の様子に合わせて対応できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ですが、説明は以上になります。

教 育 長

ただいまの医療的ケアについて、何かご質問がありましたらお願いいたします。

坂 本 委 員

4ページのところで、それぞれの役割が記載されておりますが、医療的ケアが実施できる者として、(4)に「看護師等」と記載されております。特定医療行為が実施できる者として、看護師はもともと医師の指示を受けて実施できる前提でしょうが、1ページに戻りますと、さらに認定された教員等も実施可となっております。この「等」には、どういった方が含まれるのでしょうか。

学校教育課長

すみません、確認不足なところがありますので、確認させていただいて、後程改めてご回答したいと思います。

坂 本 委 員

わかりました、よろしくお願いいたします。

教 育 長

それでは、次回の教育委員会で回答するというので、よろしくお願いいたします。

松 信 委 員

対象となるお子さんは、どこの学校に入学されるのでしょうか。

学校教育課長

下稲吉小学校となります。症状としましては、糖尿病でインスリンの注射が必要ということで、伺っております。私が前配置で担当していた保育園においても、そういったお子さんがいらっしゃって、定期的に看護師さんに来てもらい注射するという対応を、すでに行っていると伺っております。

松 信 委 員

ありがとうございます。

学校教育課長

すみません、先ほどの「看護師等」の説明についてですが、1ページのIIの1の4段目の中ほどのところに、「保健師・助産師・看護師・准看護師（以下「看護師等」という。）」としておりますので、こういった資格職の方となります。内容によって読み方が変わってくると思いますが、基本的には医療従事者の医師以外の方、ということだと思います。

ただ直接雇用がなかなか難しいものですから、本市は派遣で対応させていただきたいところです。

坂本委員 ありがとうございます。

教 育 長 それ以外はいかがでしょうか。

(「特になし」の声あり)

教 育 長 それでは、その他に報告事項又は質問等がありましたら、お願いします。

学校教育課長 それでは、別紙で用意いたしました、写真の入っている資料について、旧七会小学校施設における電源ケーブル盗難等の事件が発生しましたので、ご報告させていただきます。

この度、廃校となった旧七会小学校施設におきまして、電源ケーブルの盗難事件が発生いたしました。

まず、事件の概要についてです。令和6年12月6日金曜日に、廃校施設の利活用に関連して、市職員が利活用を検討している事業者を案内していたところ、給食室の窓ガラスが割られていることを発見し、学校教育課へ連絡が入りました。当課職員において、現地を確認したところ、ガラスの破損のほか、受電設備・キュービクルから体育館へ送電するための電源ケーブルが盗まれていたものとなります。このため、警察署へ被害届を提出し、現在調べていただいているものとなります。

発生の日時ですが、12月5日木曜日の午後9時10分ごろに、警備会社による巡回警備を行ったときには異常がなかったことから、その巡回後から、市の職員が発見したお昼の午後0時7分ごろまでに発生したものととなります。

被害状況ですが、正門施錠鍵のダイヤル錠の破損、給食室の窓ガラス破損1枚、受電設備・キュービクルのドアの破損3か所、受電設備から体育館までの電線約45mが3本、合計約135mの盗難などとなっております。被害総額としては約50万円程度と見込んでいます。

資料の2ページ目に被害状況についての写真を掲載させていただいております。窓ガラスの破損状況と、電源ボックスの破損状況、電源ケーブルが切られた跡の様子、キュービクル内ケーブルの破断状況、そしてマンホールの中の写真、こちらはケーブルが抜き取られて何も無い状況です。

事件後の対応ですが、壊されていた正門のカギを交換し、施設内の警備員による巡回警備を継続して行っております。また、さらに抑止効果を高めるため、下の写真のように侵入防止柵を設置いたしました。さらに今、機種を選定や予算の確保に努めているところですが、防犯カメラの設置を今後行ってまいります。

昨年度も同様の事件が発生しており、再びの事件発生となり、委員の皆さまにはご心配をおかけし大変申し訳ありません。引き続き防犯対策に努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

説明は以上です。

教 育 長 ただいまの報告について、何かご質問等ございますか。

(「特になし」の声あり)

教 育 長 それでは、その他に報告事項又は質問等がありましたら、お願いします。

教育指導室長 私の方から1件、報告させていただきます。資料の配布をお願いいたします。

(資料配布)

教 育 長 ただいま配布いたしました報告事項につきましては、児童生徒のプライバシーに関わる内容が含まれていることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を『非公開』としてよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。
よって、会議を『非公開』といたします。

----- [以下、非公開] -----

その他報告 特別な配慮を要する児童及び生徒の就学指導に係る審議
結果について

----- [以下、公 開] -----

教 育 長 それでは、その他に報告事項や質問等がございましたらお願いします。

(「特になし」の声あり)

教 育 長 その他、特になければ、次回定例会の日程を決めたいと思います。
次回の教育委員会1月定例会は、令和7年1月28日(火曜日)午前9時から、霞ヶ浦コミュニティセンター研修室2で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 それでは、そのようにいたします。
以上で、本日の教育委員会12月定例会を閉会いたします。
お忙しい中、ご審議、誠にありがとうございました。

事 務 局 起立、礼。

閉会 午前 9時56分

10 議決事項 議案第33号について可決